

2026（令和8）年9月30日

電子マニフェスト利用事業者各位

一般財団法人 茨城県環境保全事業団
エコフロンティアかさま 業務課

電子マニフェスト運用および制度改正に関するお知らせ

平素より当事業団の処分施設「エコフロンティアかさま」の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当事業団では廃棄物処理法及び関係法令に基づき、適正かつ円滑な処理運用の推進に努めております。このたび、廃棄物処理法施行規則の改正（2025年4月22日公布、2027年4月1日施行）に伴い、電子マニフェストシステム（JWNET）における「再資源化等の情報」の追加等が行われますので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 電子マニフェスト追加入力項目について（法令改正に伴う「再資源化等の情報」）

資源循環の促進及び処理プロセスの透明化を目的とした電子マニフェスト制度改正に伴い、処分終了報告及び最終処分終了報告時に「再資源化等の情報」の入力が追加・拡張され、処分業者が報告します。

■追加・拡張される報告要素（5項目）

1. 処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号（中間処理・二次以降を含む）
2. 処分を行った事業場の名称及び所在地
3. 処分方法
4. 処分方法ごとの処分量（受入量・実測値等に基づく算出）
5. 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量

■運用スケジュール

- 任意入力期間：2025年5月6日～2027年3月31日
- 義務化（完全必須）：2027年4月1日より

■エコフロンティアかさま（最終処分）の情報設定について

- ・中間処理業者様がJWNETで「再資源化等の情報パターン」を作成・設定される際は、当施設の情報を「区分：1次（または最終）」「処分業者：一般財団法人茨城県環境保全事業団」「処分方法：管理型埋立処分（割合100%）」と設定してください。
- ・基準重量単位は「kg」に統一されております。

2. 電子manifestの項目追加に関する詳細について

制度改正に伴う項目追加や運用の詳細等につきましては、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）の公式ホームページより最新情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【確認先情報】

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）

公式ウェブサイト：<https://www.jwnet.or.jp/>

（電子manifestシステム「JWNET」関連情報・電子manifestの項目追加）

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

エコフロンティアかさま 業務課

〒309-1603 茨城県笠間市福田 165 番 1

TEL：0296-70-2513 / FAX：0296-70-2515

E-mail：info@ef-kasama.or.jp

<https://ef-kasama.or.jp>